

グループホームあかつき
指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防
認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

(目的)

第1条 この規程は、有限会社相模テクノが開設する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業所において提供する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。

4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。

5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

一 名称 グループホームあかつき

二 所在地 大里郡寄居町大字鉢形3178番地8

三 定員 18人

但し、緊急時の短期利用受入れは、1日当たり1人

(職員の員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名(常勤兼務職員1人)

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

二 計画作成担当者 2名以上(介護支援専門員1人以上)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成することともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

三 介護職員 12名以上（常勤職員12人以上）

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

（介護の内容）

第6条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- 二 日常生活上の世話
- 三 日常生活の中での機能訓練
- 四 相談、援助
- 五 緊急時の短期受入れ

（介護計画の作成）

第7条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成する。

2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

（利用料等）

第8条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときはその利用者負担割合の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に料金の支払いを受ける。

- 一 室料 1日当たり1,500円
- 二 食材料費 1日当たり1,200円
- 三 水道光熱費 10,000円/月（1日当たり350円）
- 四 その他日常生活上の便宜に係る費用 実費

2 月の中途における入居又は退去については日割り計算とする。

3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。

（入退去に当たっての留意事項）

第9条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者及び要支援者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- 一 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- 二 自傷他害のおそれがないこと。
- 三 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 四 緊急時の短期受入れに関しては、担当ケアマネージャーからの依頼に基づき、1回につき、7日を限度に受入れる。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去してもらう場合がある。

3 退去に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うよう努める。

(個人情報の保護)

第 10 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(苦情処理)

第 11 条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(損害賠償)

第 12 条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第 13 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

(緊急時における対応策)

第 14 条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

2 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 15 条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(ターミナルケア)

第16条 利用者の重度化に伴い、終末期を終の住処として看取りの介護を希望された方に対し、看取り介護を行うために必要な「医療」「人」「介護空間」を提供する。

- 一 医療連携体制（あかつき訪問看護ステーションと施設とのオンコール）を実施する。
- 二 適切な介護空間において、身体的および精神的ケアや、痛みや苦痛を緩和する介護技術を獲得した看護・介護職員による看取り介護を、可能な限り住み慣れた施設で受けることができるように最大限に努める。

これらを持って尊厳あるターミナルケアを行います。

(運営推進会議)

- 第 17 条 事業所の行う指定認知症対応型共同生活介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- 2 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員及び指定認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成するものとする。
 - 3 運営推進会議の開催はおおむね 2 月に 1 回以上とする。
 - 4 運営推進会議は指定認知症対応型共同生活介護の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(虐待防止に関する事項)

第 18 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第 19 条 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護従業者その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施する。
- (その他運営についての重要事項)

第20条 質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 二 経験に応じた研修 随時
 - 三 管理者及び計画作成担当者研修 随時
 - 四 認知症介護実践研修 随時
- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備し、そのサービスを提供した日から5年間は保存するものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、有限会社相模テクノ代表取締役と事業所の管理者が協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成12年 7月1日改訂
平成13年 5月10日改訂
平成13年11月1日改訂
平成14年12月1日改訂
平成15年 4月1日改訂
平成17年 4月1日改訂
平成19年 2月1日改訂
平成19年11月1日改訂
平成21年 7月1日改訂
平成27年 8月1日改訂
平成30年 5月1日改訂
令和 元年 5月26日改訂
令和 3年12月1日改訂